

介護保険サービス事業者の指定申請手続き等について

事業所・施設の指定等に関する申請・届出の期限は以下のとおりです。

申請書類等	提出期限 等
指定申請書	事業を開始する前月 1 日までに申請してください。 ※手続きに時間を要しますので事前にご相談ください。 ※現在、地域密着型サービスの新たな指定は行っていません。
変更届出書	変更後、10日以内に届け出てください。
廃止・休止・再開届出書	廃止又は休止しようとする日の 1 か月前までに届け出てください。 ※休止した事業を再開するときは、事前にご相談ください。 ※再開したときから10日以内に届け出てください。
指定辞退届出書	辞退する日の 1 か月前までに届け出てください。
加算	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／（介護予防）認知症対応型通所介護／（介護予防）小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／地域密着型通所介護／介護予防訪問介護相当サービス（独自）／介護予防通所介護相当サービス（独自）／居宅介護支援 算定開始月の前月15日までに届け出てください。 ※16日以降の届出は、翌々月からの算定となります ⇒令和3年4月からの算定に係る介護保険給付等の算定に係る体制の届出の提出期限は、令和3年4月1日までに延長します。 ●（介護予防）認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 算定開始月当月 1 日までに届け出てください。 ※ 2 日以降は、翌月からの算定となります
指定更新申請書	遅くとも有効期限の 1 か月前までには申請をしてください。 ※更新書類の受付は、指定の有効期限の 2 か月前から開始します。 ※揖斐広域連合から更新手続きの案内は行いませんので、各事業所において有効期限の把握及び更新手続きを行ってください。
介護職員処遇改善計画書 介護職員等特定処遇改善計画書	・加算を取得する年度の前年度の 2 月末日まで ⇒令和3年4月から取得する場合は、令和3年4月15日まで。 ・年度途中で加算を取得しようとする場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日まで
介護職員処遇改善実績報告書 介護職員等特定処遇改善実績報告書	・各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日（原則、7 月末日） ・年度途中で加算の算定を終了した場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日